山田町告示第２９号

　山田町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和４年３月１０日

　　　　　　　　　　　　　山田町長　佐　藤　信　逸

山田町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策により在宅時間が増えたことを踏まえ、快適に暮らせる良質な住宅による住環境の向上を図るとともに、町内建築関連産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、山田町補助金交付規則（昭和５３年山田町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅　自己が居住の用に供する家屋又は家屋部分であって、町内に存するものをいう。

(2)　リフォーム工事　住宅の修繕、補修、模様替え、増築等住宅の機能維持又は機能向上のための工事をいう。

(3)　町内施工業者　町内に主たる事業所若しくは本店を有する法人又は個人で、リフォーム工事を行うものをいう。

（補助対象住宅）

第３　補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、建築後５年以上を経過したものとする。

（補助対象工事）

第４　補助の対象となるリフォーム工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　町内施工業者が行う住宅のリフォーム工事であること。

(2)　対象工事に要する経費が２０万円以上であること。

(3)　補助金交付決定の日の属する年度の３月３１日までに、第　１０の規定による報告書の提出ができるものであること。

(4)　対象工事について、町の他の制度による補助等を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、対象工事としない。

(1)　門、塀等の外構工事

(2)　取り外し可能な設備機器（冷暖房機器、音響機器、空調機器等）の購入及び設置

(3)　車庫、物置等の附属建物の設置又は改修工事

(4)　下水道（浄化槽を含む。）接続工事

（補助対象者）

第５　補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　対象住宅に住所を有し、かつ、居住する当該住宅の所有者又は納税義務者

(2)　対象者及び対象者と生計を同一にする世帯の構成員に係る町税及び使用料等を滞納していない者

(3)　過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

（補助金の額）

第６　補助金の額は、対象工事に要した経費の３０％以内に相当する額（１,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、２０万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事の着工前に山田町住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　見積書の写し（工事に係る費用の内訳が記載されているもの）

(2)　工事の設計図書又は施工箇所の見取図

(3)　現況の写真

(4)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８　町長は、第７の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第９　申請者は、決定通知を受けた後に対象工事の変更又は廃止をしようとするときは、山田町住宅リフォーム支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第３号）に、必要に応じて第７各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅リフォーム支援事業変更（廃止）承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第１０　申請者は、対象工事が完了したときは速やかに、山田町住宅リフォーム支援事業完了報告書（様式第５号。以下「完了報告」という。）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し（工事に係る費用の内訳が記載されているもの）

(2)　工事施工箇所の写真

(3)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、完了報告について必要があると認めるときは、申請者又は施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の確定）

第１１　町長は、完了報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町住宅リフォーム支援事業補助金交付確定通知書（様式第６号。以下「確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２　申請者は、確定通知を受けた日から１０日以内に山田町住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第１３　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3)　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１４　申請者は、町長が補助金の交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第１５　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　山田町快適リフォーム支援事業補助金交付要綱（平成２３年山田町告示第３号）は、廃止する。